

令和6年9月25日

完全週休2日制実施要領

玉川生コンクリート協同組合

令和7年4月1日から「玉川生コンクリート協同組合」(以下、「当協組」という。)は、「土日を休日とする完全週休2日制」(以下、「週休2日制」という。)を実施することとなった。ここに協組としてその実施要領(以下、「本要領」という。)を定め、本要領を1年程度運用し、その後「規程」とするかどうか検討を加える。

- 1 本要領:当協組は、土曜日・日曜日を休日とする完全週休2日制を、令和7年4月1日当協組が供給する生コンクリートの出荷分から実施する。それに伴い、週休2日制実施要領を定める。
- 2 休日:当協組は、1 の完全週休2日制で定める土曜日・日曜日の他、祝日および年末年始・夏季休業日を休日と定める。ここに示す休日および稼働日は、組合員各社・各工場の休日および稼働日と同一とならない場合がある。
- 3 遵守事項:当協組の組合員(含工場)は、本要領を守り、「当協組の共同販売事業」(以下、「共販」という。)が円滑に推進されるように努めなければならない。
- 4 「当協組が供給する生コンクリート」(以下、「商品」という。)は、共販において販売される商品に限定する。共販以外で供給される生コンクリートは、本要領の対象外とする。
- 5 定時:当協組の定時を、稼働日の 8:00~17:00とする。
- 6 定時外:定時外とは、現着指定時刻(終業時間の17:00については伝票打刻時間とする)が、5に定める定時以外の時間を指す。
- 7 夜間出荷:定時外のうち、伝票の打刻時間が19:00以降の場合を、夜間出荷とする。
- 8 出荷がずれ込んで夜間出荷となった場合:定時外出荷において、伝票打刻時間が、19:00以降の生コンミキサー車から夜間出荷とする。(以降、「ずれ込み夜間出荷」という。)なお、伝票打刻時間が21:00以降となるずれ込み夜間出荷については理由の如何に関わらず出荷には応じないものとする。これによる不利益、不具合等に関する補償には応じないことを条件に伝票打刻時間21:00以前のずれ込み夜間出荷に対応するものとする。
- 9 休日出荷および夜間出荷(以下、「休日出荷等」という。)について:
当協組は原則として休日および夜間出荷には対応しない。ただし、当協組の取り扱う商品の公共性や社会的責任の観点から所定の手続きを経て審議の上、出荷対応する場合がある。
- 10 休日出荷等の届出:
 - (1) 休日および夜間に当協組の商品の出荷を希望する「需要家もしくは当協組の窓口販売店」(以下、「需要家等」という。)は、当協組に対し、原則として休日出荷予定日の1ヶ月前迄に書面により依頼を届出するものとする。
ただし、ずれ込み夜間出荷の場合は、当該物件の窓口となる登録販売店は翌営業日以降に協組が発行する確認書面に確認印を押捺の上、速やかに協組へ提出するものとする。確認印の無いものの提出や、協組へ提出の無い場合、以降の同一物件におけるずれ込み夜間出荷には応じない。

- (2) 休日出荷等を依頼する需要家等は、当協組に依頼するものとし、直接組合員工場に依頼してはならない。
 - (3) 需要家等から休日出荷等を依頼された組合員(含工場)は、当協組にその旨を届出なければならない。この場合、需要家等は改めて当協組に休日出荷等の依頼を届出るものとする。
- 11 休日出荷等の可否
- (1) 休日出荷等をするかどうかの判断は、営業委員会で協議し、その是非を検討する。営業委員会が、当該休日出荷等をする可とした場合、執行部会に上程し判断を仰ぐものとする。
 - (2) 執行部会が、休日出荷等をする可とする判断をした場合は、理事会に上程し、決裁を受けるものとする。
 - (3) 休日出荷等をする可と可能な場合、当協組から需要家等に対して、休日出荷等希望日の2週間前までに回答する。
- 12 定時外、休日出荷等の商品代金:
- (1) 定時外の出荷による商品代金は、ベース価格+スライド表価格(以下、「商品代」という。)とし、当面の間、割増代金は取らないこととする。
 - (2) 定時外のうち、夜間出荷に該当した場合には、需要家等は商品代の他に所定の夜間割増料金を支払うものとする。
 - (3) ずれ込み夜間出荷となった商品の代金は、需要家等は商品代の他に所定の夜間割増代金を支払うものとする。
 - (4) 休日出荷を依頼し、商品の供給を受けた需要家等は、商品代の他に所定の休日割増代金と休日稼働費を支払うものとする。
 - (5) 休日出荷でかつ夜間出荷の場合には、需要家等は商品代の他に所定の休日割増代金と休日稼働費の他、所定の夜間割増代金を支払うものとする。
 - (6) 休日の出荷が決まった契約の販売店は、休日稼働費を、休日稼働日の5営業日前までに前金で支払うものとする。
 - (7) 上記(2)～(6)は別に定める。
- 13 休日出荷をする工場の選定:休日出荷をする工場は、当協組が選定する。この場合、当該工場の割決を受けた工場から選定する。選定された工場が休日出荷を行うにあたり、翌月曜日以降の出荷予定について調整することがある。組合員は合理的な理由のない限り協組の調整に協力するものとする。
- 14 休日出荷が可能な組合員(含工場)の事前登録:休日出荷が可能な組合員(含工場)は、予め当協組に登録するものとする。
- 15 休日出荷が複数日に亘る場合:休日稼働日数や出荷数量ができる限り偏らないよう調整する。
- 16 同一現場において同じ休日に複数工場が納入する場合:15に準拠する。
- 17 休日出荷予定のキャンセル:休日出荷が決まっているもので、休日出荷が需要家等の事情でキャンセルになった場合速やかに当協組に連絡することとする。
- 18 休日出荷予定のキャンセル料:休日出荷がキャンセルになった場合、当協組に連絡があった

日数により需要家等は所定の出荷前キャンセル料(以下、「キャンセル料」という。)を支払うものとする。キャンセル料は別に定める。

- 19 休日出荷予定数量と実出荷数量の差異:休日出荷において、予定数量と実出荷数量とが大幅に減少した場合、出荷予定のキャンセルとして取扱う。この場合のキャンセル料は別に定める。また、当日の出荷数量の追加・配合の変更等について、原則として受付けないものとする。
- 20 当協組側からのキャンセル:プラント故障等により予定していた組合員からの出荷ができなかった場合、もしくは出荷途中で納入ができなくなった場合は、納入できなかった部分のキャンセル料は発生しない。
- 21 休日出荷時の故障等非常時の対応について:当協組は、需要家等が休日出荷を計画し、申し出があった場合、善意の管理者として出荷に万全を尽くすが、不測の事態の出来により、万一出荷ができない、あるいは途中で納入が停止した場合でも、その補償は行わないことをあらかじめ需要家等に説明し、納得してもらったうえで、休日出荷の協議に応じるものとする。
- 22 休日出荷時の、出荷後持ち帰り生コンに関しては、産業廃棄物等処理業者が休日の場合があるため、原則として引受けないものとする。
- 23 その他:この要領に記載のない事項については、当協組と需要家等が協議して決定する。

以上